



吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2021 年 4 月 1 日

住友商事株式会社

住商マリン株式会社

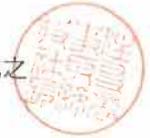


2021年4月1日

東京都千代田区大手町二丁目3番2号

住友商事株式会社

代表取締役 社長執行役員 CEO 兵頭 誠之



東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1

住商マリン株式会社

代表取締役 須濱 隆志



住友商事株式会社と住商マリン株式会社
との吸収分割に関する事項について

住友商事株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）と住商マリン株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）が、2020年12月22日付吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2021年4月1日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として行った、吸収分割承継会社が吸収分割会社の船舶事業部にて営む船舶トレード事業に関する権利義務を承継する吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）に関し、会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条各号が定める事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
2021年4月1日
2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
 - (1) 吸収分割会社における株主の差止請求
本吸収分割は、会社法第784条の2但書に定める場合に該当するため、会社法第784条の2の規定による請求権は発生しません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求
本吸収分割は、会社法第785条第1項第2号に定める場合に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。
 - (3) 新株予約権買取請求
本吸収分割に際して会社法第787条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありません。

せんので、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者の異議

吸収分割会社は 2021 年 2 月 1 日付官報及び 2021 年 1 月 29 日付で開始した電子公告において、同社の債権者に対し、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に定める公告を行いました。同条第 1 項第 2 号の規定に基づき異議申述を行った債権者はおりませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 吸収分割承継会社における株主の差止請求

本吸収分割において、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく差止請求を行った吸収分割承継会社の株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

吸収分割承継会社の唯一の株主である吸収分割会社は、吸収分割承継会社の特別支配会社（会社法第 468 条第 1 項）に該当するため、会社法第 797 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 債権者の異議

吸収分割承継会社は、2021 年 2 月 1 日付官報及び同日付日刊工業新聞紙上において、同社の債権者に対し、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に定める公告を行いました。同条第 1 項第 2 号の規定に基づき異議申述を行った債権者はおりませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は吸収分割会社より、2021 年 4 月 1 日をもって、吸収分割会社の船舶事業部にて営む船舶トレード事業に関する権利義務を承継しました。なお、吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した資産及び負債は、ありません。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2021 年 4 月 12 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上

